

令和2年第9回

置戸町議会定例会会議録

令和2年12月15日開会

令和2年12月16日閉会

置戸町議会

令和2年第9回置戸町議会定例会（第1号）

令和2年12月15日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託〕
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和元年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託〕
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和元年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託〕
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和元年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託〕
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託〕
- 日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和元年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託〕
- 日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託〕
- 日程第 10 推薦第 1号 置戸町名誉町民の推薦について
- 日程第 11 議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第 14 議案第 67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 17 議案第 70号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 18 議案第 71号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 議案第 72号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 20 議案第 73号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 21 議案第 74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 22 報告第 8号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第 23 報告第 9号 定期監査の結果報告について
- 日程第 24 報告第 10号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 [決算審査特別委員会報告]
令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託]
- 日程第 4 認定第 2号 [決算審査特別委員会報告]
令和元年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託]
- 日程第 5 認定第 3号 [決算審査特別委員会報告]
令和元年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託]
- 日程第 6 認定第 4号 [決算審査特別委員会報告]
令和元年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託]
- 日程第 7 認定第 5号 [決算審査特別委員会報告]
令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託]
- 日程第 8 認定第 6号 [決算審査特別委員会報告]
令和元年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託]
- 日程第 9 認定第 7号 [決算審査特別委員会報告]

令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和2年第7回定例会付託〕

- 日程第10 推薦第1号 置戸町名誉町民の推薦について
日程第11 議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第15 議案第68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第16 議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
日程第17 議案第70号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18 議案第71号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第72号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20 議案第73号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
日程第21 議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第22 報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について
日程第23 報告第9号 定期監査の結果報告について
日程第24 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 石井伸二 | 議員 | 2番 | 小林満 | 議員 |
| 3番 | 阿部光久 | 議員 | 4番 | 佐藤勇治 | 議員 |
| 5番 | 澁谷恒壹 | 議員 | 6番 | 高谷勲 | 議員 |
| 7番 | 嘉藤均 | 議員 | 8番 | 岩藤孝一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | |
|---------|-------|------------|-------|
| 町長 | 深川正美 | 副町長 | 蓑島賢治 |
| 会計管理者 | 遠藤薫 | 企画財政課長 | 坂森誠二 |
| 総務課長 | 鈴木伸哉 | 総務課参与 | 福手一久 |
| 町民生活課長 | 渡邊登美子 | 産業振興課長 | 五十嵐勝昭 |
| 施設整備課長 | 小野寺孝弘 | 地域福祉センター所長 | 石森実 |
| 総務課総務係長 | 鈴木良知 | 企画財政課財政係長 | 菅原嘉仁 |

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 須 貝 智 晴
図 書 館 長 田 中 耕 太

学校教育課長 大 戸 基 史
森林工芸館長 岡 部 信 一

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 名 和 祐 一

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 鈴 木 伸 哉 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 今 西 美 紀 子
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 長 藤 吉 勇 太

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和2年第9回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって7番 嘉藤均議員及び1番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・ 議案第64号から議案第74号。

・ 推薦第1号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

・ 報告第8号から報告第10号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

・ 決算審査特別委員会審査報告書。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る、令和2年10月13日招集の第2回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を10月13日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、4件であります。

初めに、議案第1号「令和2年度北見地区消防組一般会計補正予算について」は、歳入歳出それぞれ22万円を追加、歳入歳出予算の総額を30億5,781万6,000円とするもので、歳出では、置戸消防支署費消防団関係職員用被服の経費22万円が計上され、ちなみに、6月に新たに就任されました、町長、副町長の所要の制服の購入費を充当するものでございます。歳入では、その財

源として、分担金及び負担金を歳出同額22万円の計上といたしたものであります。

次に、認定第1号「令和元年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出決算について」は、令和元年度主要施策の成果として、北見消防署配備の救助工作車及び留辺蘂支署配備の指揮広報車の更新整備をしたほか、防火水槽1基を常呂川自治区に、消火栓1基を北見自治区に整備されました。これらの事業につきましては、緊急防災減災事業債や過疎債等、有利な起債を財源としております。

次に、報告第1号「北海道総合事務組合同規約の一部を変更する規約について」の専決処分については、加入団体である、「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」が脱退したことに伴い、規約の一部を変更する必要が生じたものであります。

このことについて、地方自治法第286条第1項の規定により、加入団体の議会の議決が必要なことから、同法第179条第1項の規定による専決処分と、同条第3項の規定による報告があり、承認を求められたものであります。

次に、報告第2号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約について」の専決処分については、加入団体である「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」が脱退したことに伴い、規約の一部を変更する必要が生じたものであります。

このことについて、地方自治法第286条第1項の規定により、加入団体の議会の議決が必要なことから、同法第179条第1項の規定による専決処分と、同条第3項の規定による報告があり、承認を求められたものであります。

以上、辻管理者及び橋井消防長より提案理由の説明がなされました。

その後、議案第1号から報告第2号までの都合4件を一括議題とし、質疑、討論を行い、原案のとおり可決・認定・承認されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和2年12月15日、報告者、佐藤勇治。

○岩藤議長 これにて、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月17日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 認定第 1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出
決算の認定についてから

◎日程第 9 認定第 7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳
入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程
第9 認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括
議題とします。

本案は、令和2年第7回置戸町議会定例会に提案され、置戸町議会会議規則第38条第1項により、
決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査のものであります。

委員長の報告を求めます。

2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔登壇〕 決算審査についてご報告申し上げます。

令和2年9月8日、第7回町議会定例会におきまして付託を受けた認定第1号 令和元年度置戸町
一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決
算の認定についてまでの7件の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会は、9月8日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を行
いました。

審査のため特別委員会は、11月9日から13日までのうち、4日間開催し、予算執行に関わる各関
係書類、諸帳簿等进行检查し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置き、詳細かつ慎重に審査を行い、
さらに関係課長の出席を求め疑問点などのヒヤリングを行いました。審査及び質疑の詳細の内容につ
いては省略いたしますが、いずれも認定すべきものと全員一致で決定いたしました。

それでは、決算審査特別委員会の審査意見を口頭で申し上げます。

国は、経済再生と財政健全化の両立を実現するため、新経済・財政再生計画における基盤強化とし
て聖域を設けない予算の見直し、及び「人づくり革命」「生産性革命」の実現に関する人材投資や生産
性向上などに重点をおき、また、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源確保のために消費税率
を引き上げるとともに、幼児教育無償化や社会保障充実等の予算措置を講じてきました。

一方、地方財政においては、極めて厳しい現状を踏まえながら、一般財源総額においては、前年度
を0.59兆円上回る62.7兆円が確保されました。また、歳出においては、自主性・主体性を最
大限に発揮して、地域の実情に応じた施策を可能とするため「まち・ひと・しごと創生事業費」が引
き続き1兆円確保されました。これらを受け、本町においては、橋梁長寿命化修繕工事、境野公民館
解体及び外構工事、簡易水道再編工事など大型事業が執行されました。

令和元年度一般会計の歳出決算では、44億1,076万円で、前年度に比べて1億408万円の
減額となりました。実質収支においては1億5,731万円の黒字となり、実質公債費率は、7.4%
と前年度より0.3%増加した決算となっております。

審査の意見として、令和元年度決算の歳入における地方交付税が、24億9,399万円、歳入の

54. 6%を占めておりますが、今後、人口減少や少子高齢化で自主財源の確保が益々厳しくなることが予想されることから、町税等の徴収につきましては、引き続き懸命なる努力が必要であります。

職員の超過勤務では、役場庁舎21時の閉庁や、ノー残業デーの取り組みの成果はあると思われませんが、特定の職員の長時間の超過勤務等、一部の職員において、超過勤務にかたよりが見られることから、業務の配分も含め、職員の適正配置等、検討すべきと考えます。

次に、道内最大規模を誇る、おけとパークゴルフ場についてですが、現在は「社会体育施設」として管理しておりますが、利用者の3分の2は、町外者が利用している実態があります。今後の管理の在り方として、現状のまま「社会体育施設」として管理するか、もしくは「観光施設」として広く町内外に情報発信し、利用者人員の拡大を図るべきか、早急に検討しなければならない時期にきていると認識します。また、管理業務委託料が高騰する反面、入場料収入が年々減少する中で、シニア料金の見直しの問題は、喫緊の課題であり、早急に結論を出すべきと考えます。

今後の財政運営につきましては、過年度の大型投資事業の起債償還が、今後数年間は8億円を超える大きな額となり、基金を取り崩して収支の均衡を図っておりますが、実質公債比率は、年々上昇されることが予想されます。過疎化の進展と税収や地方交付税の減収、社会保障費の増大など、厳しい財政運営が想定される今日、行政課題も山積みしております。

今後とも、事務事業の優先順位を明確にし、効率的・効果的な財政運営を堅持しつつ、より一層、町民が安心して暮らせる地域社会の構築に邁進されることを切に望み、決算審査特別委員会、委員長の報告といたします。

○岩藤議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第2号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第3号 令和元年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第4号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第5号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第6号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は、お手元に配付の審査報告書の通り、いずれも認定とするものです。

認定第1号から認定第7号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 令和元年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和元年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも認定することに決定しました。

◎日程第10 推薦第1号 置戸町名誉町民の推薦について

○岩藤議長 日程第10 推薦第1号 置戸町名誉町民の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 推薦第1号は、本町名誉町民の推薦であります。

置戸町名誉町民条例第3条の規定によりまして、次の者を置戸町名誉町民に推薦したく提案するも

のでございます。

住所は、常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。井上久男氏でございます。生年月日は、昭和・・
年・・月・・日生まれの、現在73歳でございます。

ご本人の経歴などは、お手元に配付させていただきました、推薦第1号説明資料に詳しく載せてお
りますが、井上久男氏につきましては、平成12年より5期20年間、置戸町長として本町の発展、
町政の振興にご尽力されました。長年の自治功労に対するご労苦に報いるために、本町の名誉町民に
ご推薦申し上げた次第でございます。ご審議の上、満場のご賛同を得たくお願いを申し上げ説明とい
たします。よろしく願いいたします。

○1番 石井議員 議長、動議。

○岩藤議長 ただいま動議が提出されました。

1番 石井伸二議員。

○1番 石井議員 この際、動議を提出いたします。

本案に対して、ただいま町長から提案説明がございましたが、前井上町長につきましては、人柄、
功績等を勘案した時、全議員等しく、異論なく認めるものと思います。よってこの際、質疑、討論を
省略することを望みます。

○岩藤議長 ただいま、1番 石井伸二議員より、質疑、討論を省略することの動議が提出されました。

(1人以上の賛成あり)

○岩藤議長 この動議は、1人以上の賛成がありましたので、置戸町議会会議規則第15条の規定によ
り成立するものといたします。

次に、質疑、討論の省略の動議を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり、決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、質疑、討論の省略の動議は可決されました。

これから、推薦第1号 置戸町名誉町民の推薦についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、推薦第1号 置戸町名誉町民の推薦については、原案のとおり決定されました。

◎日程第11 議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例から

◎日程第21 議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補
正予算(第3号)まで

————— 11件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第11 議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第

21 議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、町民生活課長より説明いたします。また、議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）につきましては、施設整備課長より説明いたします。なお、この間の議案につきましては、それぞれの担当課長より説明いたします。

〈議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、平成30年度税制改正により、個人所得課税の見直しに伴い、地方税法施行令等の一部を改正する制令が交付されたことにより、関係する規定を整備するものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、議案第64号説明資料及び置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表を合わせてご覧下さい。

改正の趣旨につきましては、平成30年度税制改正により、個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除額が10万円引き上げられました。この見直しにより、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えるもの及び字句の改正となります。

改正内容の第23条の規定は、国民健康保険税の減額の規定で、低所得者に対する保険税の負担を軽減する規定となり、均等割と平等割が軽減される規定となります。第1号は、7割軽減の規定で、所得の合計額が現行基礎控除額33万円を超えない世帯ですが、基礎控除額43万円に世帯の給与所得者の数から1を控除した数に10万円を乗じたものを加えた金額を超えない世帯に改正となります。第2号は、5割軽減の規定で、所得の合計額が現行基礎控除額33万円に被保険者一人につき、判定基準額28万5,000円を乗じた金額を加えた金額を超えない世帯から、基礎控除額43万円に、被保険者一人につき、判定基準額28万5,000円を乗じた金額及び世帯の給与等所得者の数から1を控除した数に10万円を乗じたものを加えた金額を超えない世帯に改正となります。第3号は、2割軽減の規定で、所得の合計額が現行基礎控除額33万円に、被保険者一人につき、判定基準額52万円を乗じた金額を加えた金額を超えない世帯から基礎控除額43万円に、被保険者一人につき、判定基準額52万円を乗じた金額及び世帯の給与等所得者の数から1を控除した数に10万円を乗じたものを加えた金額を超えない世帯に改正となります。これらの措置は、所得控除額が引き下がった

分、基礎控除額を10万円上乘せただけでは不利益が生じるため、一定額以上の所得がある人数から1を減じ、10万円を乗じた額を加算する措置となります。

附則第2項の規定は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定で、65歳以上の年金等の収入額110万円を超える者に減額賦課の特例分15万円を追加した特例の改正及び字句の改正となります。

本議案にお戻り願います。

1ページめくっていただき、

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

〈議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町税外諸収入金徴収に関する条例（昭和55年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特定基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

今回の条例改正の経過と概要についてご説明いたします。

本町におきます税外諸収入金の滞納に関わる延滞金の額につきましては、地方税法の規定による税の延滞金の額と均衡を失しないよう、当該延滞金の割合をその特例を含め、地方税における延滞金と同様に定めております。この度の地方税法の一部改正によりまして、特例基準割合の用語の見直しが行われ、延滞金特例基準割合と改められたため、同様に用語の改正を行うものでございます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の置戸町税外諸収入金徴収に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、

なお従前の例による。

別紙、議案第65号説明資料、新旧対照表につきましては、後程ご参照いただきたいと思います。
以上で、議案第65号の説明を終わります。

〈議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第66号について説明をいたします。

置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例。

置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第14号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項にずれが生
じることから、関連する箇所について条例の一部を改正するものです。

改正内容についてですが、本条例第2条は用語の意義を定めており、今回は第23号において、特
定地域型保育事業の定義について引用している、子ども子育て支援法第43条中、第2項が削られ、
第3項から1項繰り上がったことによる改正を受けて改めるものです。

第2条第23号中「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、議案第66号説明資料として、新旧対照表についても添付をしておりますので後程ご参照く
ださい。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

〈議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第67号についてご説明いたします。

議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、先に議案第65号により企画財政課長が説明いたしましたので
詳細につきましては省略させていただきますが、令和2年度地方税法等の一部が改正され、延滞金の
割合等の特例に係る規定が改正されたことに伴い、適用対象に応じた特例基準割合の用語の改正を行
うものでございます。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の置戸町後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第67号説明資料、置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程ご覧ください。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

〈議案第68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第68号について説明をいたします。

置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

置戸町介護保険条例の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、附則第6条につきましては、先に議案第65号及び議案第67号で説明されたものと同じく、令和2年度地方税法等の一部が改正され、延滞金の割合等の特例に係る規定が改正されたことに伴い、適用対象に応じた特例基準割合の用語の改正を行うものです。

附則に次の1条を加える附則第9条の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例の規定で、第11条に規定する保険料の減免の附則の規定で、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免の適用を受ける者については、減免の申請期限、普通徴収は納期限7日前、特別徴収は年金支給月の前々月の15日までの規定に関わらず、申請書を提出した場合において、令和元年度分、令和2年度分の介護保険料であって、その納期が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に設定されている介護保険料の全部または一部を減免する規定の追加となります。

次に、減免内容について説明をいたしますので、議案第68号説明資料、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例説明資料をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者に対する介護保険料の減免の特例に関する要綱を定めるもので、減免対象者につきましては、1. 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者につきましては、保険料の全額を免除。2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、元年中の事業収入等の額の10分の3以上の減少が見込まれる第1号被保険者で、尚且つ、元年中の合計所得額で減少が見込まれる事業収入等以外の所得が400万円以下の第1号被保険者が対象となり、保険料額に令和元年中の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得額を乗じ、主たる生計維持者の令和元年中の合計所得額で除した額に、表に記載しております割合を乗じて得た額を減免いたします。減免対象となる保険料は、令和元年度、令和2年度の介護保険料で、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの保険料となります。

本議案にお戻りください。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、附則に1条を加える改正規定は、公布の日から施行し、改正後の附則第9条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

なお、議案第68号説明資料として、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照についても添付をしておりますので後程ご参照ください。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

〈議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第8号)〉

○岩藤議長 次に、議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第8号)。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第69号について説明をいたします。

議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第8号)。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,827万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,320万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正は、別冊の令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第8号)で説明をいたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第8号)、別添のとおり)

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩	10時48分
再開	11時05分

○岩藤議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第8号)〉

○岩藤議長 議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第8号)。

12ページ、13ページ。

3. 歳出。6款農林水産業費、2項林業費。林業・林産業振興に要する経費から。

産業振興課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第8号)、別添

のとおり)

〈議案第70号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 次に、議案第70号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第70号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

令和2年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ769万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億327万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第3号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願います。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

〈議案第71号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 次に、議案第71号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第71号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

令和2年度置戸町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,697万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書(第1号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第72号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 次に、議案第72号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第72号について説明をいたします。

令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,806万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第73号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）〉

○岩藤議長 次に、議案第73号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）。

施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 議案第73号について説明をいたします。

令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,524万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、後程、別冊の令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第4号）により説明いたします。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、2ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

今回の追加は、後程説明いたしますが、公営企業会計法適用事業に係る地方債の補正です。限度額は70万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第4号）の、4ページ、5ページをお開きください。下段の歳出から説明いたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

〈議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）〉

○岩藤議長 次に、議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。
施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 議案第74号について説明をいたします。

令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,747万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算につきましては、後程、別冊の令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）により説明いたします。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、2ページをお開きください。

○岩藤議長 会議の途中ですが申し上げます。12時になりましたが引き続き会議を続けたいと思います。課長、よろしくをお願いします。

○小野寺施設整備課長 2ページになります。

第2表 地方債補正。

先程の議案第73号の説明と同様、公営企業会計法適用事業に係る地方債の補正になります。限度額は70万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明いたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、議案第64号から議案第74号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第22 報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について

○岩藤議長 日程第22 報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第8号について申し上げます。

監査委員が令和2年10月27日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配付のとおり
の報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎日程第23 報告第9号 定期監査の結果報告について

○岩藤議長 日程第23 報告第9号 定期監査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第9号について申し上げます。

監査委員が令和2年11月20日に工事発注状況及び委託発注状況、現地監査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎日程第24 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第24、報告第10号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第10号について申し上げます。

監査委員が令和2年8月31日、9月30日及び10月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日はこれで散会します。

散会 12時07分

令和2年第9回置戸町議会定例会（第2号）

令和2年12月16日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 9 議案第70号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第71号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第72号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第73号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 意見書案第11号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 9 議案第70号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第71号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第72号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第73号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）

日程第14 意見書案第11号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書

○出席議員（8名）

1番	石井伸二議員	2番	小林満議員
3番	阿部光久議員	4番	佐藤勇治議員
5番	澁谷恒壹議員	6番	高谷勲議員
7番	嘉藤均議員	8番	岩藤孝一議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	遠藤薫	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	福手一久
町民生活課長	渡邊登美子	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	小野寺孝弘	地域福祉センター所長	石森実
総務課総務係長	鈴木良知	企画財政課財政係長	菅原嘉仁

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	岡部信一
図書館長	田中耕太		

〈農業委員会部局〉

事務局長 名和祐一

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今西美紀子 議事係長 藤吉勇太

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって2番 小林満議員及び3番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された事件は、次のとおりです。

・意見書案第11号。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それではふるさと納税制度の推進について一般質問を行います。

本題に入る前に若干前置きになりますが、ふるさと納税については平成26年3月定例町議会で前井上町長に対し同僚議員から積極的に進めてはどうかとの質問を行いました。前井上町長については、ふるさと納税そのものに対し懐疑的で、後ろ向きな答弁であったと記憶しております。一方、今年11月、町内4地区で行われた移動町長室では、現深川町長自ら積極的な発言もあり、ふるさと納税制度に対するその思いと新たなふるさと納税制度に対する考え方を率直に伺いたいと思い質問させていただきます。

本年8月の新聞報道によりますと、令和元年度の納税寄付額の実績ではオホーツク管内18市町村中、本町は382万円とランキング最下位の記事が掲載されておりました。この制度の趣旨は応援したい自治体に対する寄付をすることにより、その地域に貢献したいという思いと地域の特産品を返礼品としてリターンを受け、また所得税や住民税の税の控除の対象ともなり、一方では人口減少や財政的に窮屈な自治体にとっても地方創生に大きく寄与する制度であると認識いたします。

総務省のホームページのふるさと納税コーナーの見出しには、ふるさと納税で地方創生あるいはふ

るさと納税で日本を元気になると分かりやすく制度が紹介されております。以下一部の前書きを紹介いたしますと、地方で生まれ育ち、都会に出てきた方には誰でも故郷へ恩返ししたいという思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれた故郷へ、都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、その住んでる自治体に納税することになります。しかし、一方税制を通じて故郷へ貢献する仕組みができないか、そのような思いのもと、ふるさと納税は導入されたと、導入のきっかけが紹介されております。

令和元年6月からは、国においては制度を見直し、新しいふるさと納税制度を施行し現在に至っております。本町におきましても、オケクラフトはもとより農畜産品を組み合わせ、返礼品としての活用や新たな特産品を開発するなど、さらなる返礼品の選択肢を増やし、東京や札幌のふるさと置戸协会会员はもとより、全国に散在する潜在的な置戸の応援団に新たなふるさと納税制度を積極的にPRし、置戸の活力あるまちづくりの戦略として、戦略の一つとして取るべきだと思っております。町長の今後の取り組みについての考えを伺いたいと思っております。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいまご質問がありましたふるさと納税制度についてでございます。今のご質問の中でもありましたように、移動町長室でも各地区でこのふるさと納税について私の考え方を述べさせていただいたところもありますが、改めて今議会で私の考え方を申し述べさせていただきたいと思っております。

ふるさと納税の推進についてのご質問に対しまして、ふるさと納税制度につきましては議員もご承知のとおり純粋な気持ちで故郷を思い、あるいは思い入れのある町自治体へ応援したいという考えのある方々が税制面での支援を行うため、平成20年度から設けられた制度でございます。

本町におけるふるさと納税の現状でございますが、制度開始をされた平成20年度から現在まで293件、約7,600万円のご寄付をいただいております。直近の年度で申し上げますと、平成30年度が12件、114万円。昨年令和元年が21件、382万円と管内最小額と、先程議員がご質問の中でも言われました管内最少額と新聞で報道された実績額でございます。また、全国のふるさと納税額は毎年増加しており、昨年度は全国で4,570億円を超える金額が実績として集計されてございます。相当な金額になってございます。

本町の本年度の実績は現在までに23件、536万円となっております。また、過去からこれまでご寄付いただいた約半数は町外在住者からで、その金額はそれも半数の3,800万円となっております。

本町ではこれらの寄付に対して返礼品をお送りしておらず、ふるさと納税制度以前のご寄付同様に、その寄付額により町内外在住を問わず、町表彰条例に基づく善行表彰を行ってまいりました。制度開始以降はホームページでPRや寄付の問い合わせ申し込みがあった際には、返礼品がないこと、住民税等の控除があること、または寄付者の意思を確認して、その活用目的別の基金などの説明を行って寄付をいただいております。本町では一貫して寄付者に対し返礼品などで結ばれる関係ではなく、本来の精神であるふるさと置戸、またはご縁があって応援する心のつながりを第一に考え、寄付者に対して返礼品を送らず、ふるさと納税として受けてまいりました。

近年、新聞やテレビなどでふるさと納税を利用した節税対策、各自治体の返礼品の紹介などが報道

されております。ふるさと納税額の増加や知名度アップなど、地域振興にとっても役立っている事例なども報道されているところです。また、一方では総務省の通達に反した返礼品や加熱しすぎた自治体ごとの返礼品競争も問題視されているところがございます。

私は今後の本町のふるさと納税制度の推進については、本町を応援して下さる方々への感謝の気持ちといたしまして、オケクラフトなどの特産品やサービス提供をすることで町の財源確保だけではなく、特産品の販売や開発、さらには雇用・移住・定住・町の活性化の有効な手段とし、また全国に置戸町の名を広めてPRにも繋がることから町外寄付者に特産品をお送りしたいと思っております。その際はふるさと納税制度のルールを遵守し、これまで同様心のつながりを大切にしながら令和3年度から返礼品を導入するよう取り組んでまいりたいと思います。

また、返礼品につきましてはオケクラフトなどを中心に、今本町で用意できるものから始め、本町の返礼品にふさわしい産品や商品、サービス等について、町内企業はじめ団体組織などとも協議し、アイデアをいただきながら、徐々にその品数を増やしてまいりたいと考えております。

過疎化や人口減少が加速する中で、本町においても少しでもそれを食い止める方策、活性化の手段として、このふるさと納税返礼品導入に取り組みたいと考えております。今後もあらゆる機会を捉えながら置戸の魅力情報を発信することで、置戸町に対する応援やご支援をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 具体的にはですね、まあ令和3年度、明年からですね、従来ですと返礼品は送ってなかったんだけど、具体的に返礼品、特にあのクラフトなどを中心に送りたいということと、まあ送っていただく方の心を大切にしたいと、結びつきを大切にしたいと、そういう回答であったかと思えます。

それですね、まあ一つ課題としてはですね、私が考えるにはやっぱり2つ程ですね、当面の課題があるのではないかと思います。1点目は今言われたとおり返礼品として置戸にどのようなものがあるか。また、何があるのか。今後どうやってそれを開発していくかっていうことも一つの大きな課題になろうかと思えます。

先程も申したとおりですね、まああの町長も申しておりましたが、オケクラフトは別として、地場産品としてのですね、これから期待するところのワインだとか、あるいは従来の白花豆焼酎あるいはヤーコン、これは現実には、ヤーコン茶も開発されております。それから畜産品では、篠原牛などもすでにブランド化されて売られておりますし、生椎茸、これはまあ乾燥椎茸も作っているようですが、こういった椎茸。それから蜂蜜、それからあのこれは特殊だと思うんですけど牛乳豆腐などもですね、パッケージにすれば売れるんじゃないかと思うんですが、まあ返礼品になるんじゃないかと思えますが。今言ったとおりですね、いろいろですね、町民の皆さんのですね、声を聞いたり知恵を出してですね、今後ですね、置戸の特産品を開発する大きな要素になるということだと思えますが、まあさらにですね、今あの言ったほかにですね、一つの考え方としてですね、サービスという話が出てました。具体的には移動町長室はですね、全国的な例としてはですね、非常に例外的な例なだけども、お墓の掃除だとかね、そういうのも一つの返礼品の一つとしてやってる自治体があるということが紹介されましたけど、そういったこともですね、置戸町として何ができるかということも一つのキーポイント

になろうかと思えます。

そんなことですね、まず1点目はその返礼品としてどのようなことが、まあより深掘りしてですね、どうあるかということ、1点目として課題として提起したいと思えます。

それからの2点目としてはですね、このいただいた寄付金をどのようにまちづくりに活用するかと。基本的には使いみちや成果を明確にし、いわゆる寄付者とのですね、継続的な繋がりを持つ取り組みが必要であるということが言われております。当然ですね、全国的にもこの取り扱ってる自治体はですね、基金を設けて、いわゆる目的基金って言いますか、そういったものをですね、特定した基金を設けて、それに基づいてですね、使いみちを明瞭・明確にしていくという、そういうことが大事であろうということが言われております。

この課題としてのですね、返礼品に対する考え方、それから寄付金を基金化すると。そういったことについてのですね、考えが、まあ来年度からスタートするというのであれば、当面基金についてはですね、早急に取り組まなければならないと思えますし、まあ条例化の取り組みも必要だと思えますし、ほかに目的基金とする置戸町にはですね、数々の基金がありますから、寄付者の意志っていうかね、そういうものに基づいて、それに合致するものであれば従来の今ある既存の基金に充当することができると思うんですが、一般的にですね、まちづくりに寄与したいということであればですね、このふるさと納税寄付金をですね、明確に寄付金に一度基金に納めて、今後ですね、実現に成果をですね、明確にしていく必要があると思えますが、この2点について伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先程答弁させていただきましたが、まあオケクラフトなどということだったんですけども、議員からも今お話がありましたように、従来から置戸ではワインや白花豆焼酎、ヤーコン、篠原牛、それぞれいろいろなものが特産品としてあります。しかしながら、なかなかその物流としてそのロットが応えられるかっていうような課題もありますので、まあ今あのいろいろな生産者の方とも接触をしながら可能なかっていうことを探っているところでありますし、今後新しい商品を作っていくということも大事な活性化の方法だと思えます。

先日も、あの手作りのものづくり団体の奥様方の団体で乾燥野菜を、こういうものができてますよと。ぜひこういうものも活用してくださいという話もありましたし、乳製品を取り組んではどうだろうかというようなお話もあります。あのこれに向けていろいろな方々と話し合いをしたり、アイデアをいただきながら方策を進めてまいりたいと思えます。

サービスの面ではですね、あの移動町長室でも申し上げましたが、いろんな町で工夫されておまして、墓の清掃をやっていただいている自治体もありますという事例も紹介させていただきましたが、私はあの一番最初に頭に登ったのは、浮かんだのは、置戸町でいけばゆうゆのコテージ。これからまた今回議会でも提案させていただきますトレーラーハウス等の宿泊券など、そういう観光体験にも活用できるようなサービス提供も考えていけるんじゃないかなということも念頭にありました。

いずれにいたしましても、この返礼品につきましては各市町村工夫を凝らしてやっています。この管内でいけば、紋別市が昨年70億円を超えるふるさと納税が海産物を中心に実績が上がったというお話も聞いておりますが、まあうちはそのようなことにはなかなか難しいんだらうなどは思いますが、いろいろな置戸らしい産品、返礼品を工夫していきたいと思っております。

また、ふるさと納税に対しますその金額の使い道なんですけども、まだ正式に整理はしておりませんが、議員がおっしゃるとおり、従来からの基金があります。本町には8基金が設定されて今もあります。ふるさと納税で今までいただいた寄付もこの中に活用したのもありますし、一般寄付として当該年度でその財源を使って行政運営に使った部分もあります。私はこのふるさと納税で額が上がってくれば、その目的に応じてですね、地域活性化に役立つような循環をしていきたいと思えます。

例えば、今先程第1点目であげられましたように、ふるさと納税の返礼品を使う、作るためのいろいろな費用、それから置戸で住むため、定住をするための費用、それから子育てや福祉を充実する、置戸に住み続けたいと思うような持続的な経費になるようなことも想定して使い道を定めていきたいと思えますし、多くの自治体では使い道を公表しながら寄付を集めている自治体も多いようですし、その方が訴える力が大きいという事実もあるようでございます。その辺私も整理をしながらこれから進めてまいりたいと思えます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ、あの縷々説明がありました。まあ置戸らしい産品をこれからいろいろ開発していきたい。また、あのソフト的にはですね、定住対策にも結び付けたいというそういう意思がありました。まあ、これらについてはですね、どの程度寄付金が集まるかということにもあると思うんですが、じっくりこれからですね、戦略を練っていただきたいと思えます。

で、あの全国的な先進的な例としてですね、若干紹介したいと思うんですが、まああの今の答弁と重なる部分もあるかもしれませんが、道内ではですね、特に隣と言いますか、管内は違うんですが、十勝管内の上士幌町ですね、上士幌町はですね、子育て支援の充実による人口増を図るということで、今紹介が出てました。分野的には教育や子育てに充てるんだと。そういう上士幌町のあの成果をですね、まあ出てました。それではもうちょっと、これもホームページの中にあっただんですけど、人口増に本当になっただのかどうかということ、このあれで見たんですが、実質的にはですね、まあ成果が出てると。いわゆる平成28年度に13年ぶりにですね、人口が31人増加したと。さらに平成29年には、翌年ですね、さらにですね、71人の人口増がありましたということで、隣の上士幌町についてはですね、非常にまあ人口の減少の歯止めをかける以上にですね、増加もしてるということで、これはあの特殊な例かもしれません。

あとですね、具体的な紹介は差し控えますが、これは長崎県の五島市。五島列島の離島の市なんですけど、これはあの離島のハンディを乗り越えるためにICT教育の充実ということで、まあ教育の充実ですね、過疎地も同じだと思うんですが、やはり中央から離れてる、しかしですね、まあ今言われてるいろんなIT事業を積極的に取り入れてまあ距離感をなくすと。そして子どもたちもですね、のびのびと教育してると、そういった事例がありました。その他にですね、岐阜県の高山市では木の温もりでつなぐまちづくり。まあそういったことで木を中心にしてですね、まちづくりを積極的に進めると。それから京都府の綾部市ですね、これはふるさと納税で水源の里をもっと元気に。そういうキャッチフレーズでですね、あの積極的にですね、水源の里をですね、売り出してですね、地域の活性化につなげてる。まあ集落のですね、水源を積極的に活用しながらですね、活性化を図っていくというそういう事例がありました。

この中ではですね、そのふるさと納税で得られた資金をですね、特産品の製造に必要な真空パック

機だとか保管庫だとか乾燥機だとか、そういった備品の購入あるいは生産量の増加だけでなく、新製品の開発や販路拡大に生産者が積極的に取り組んでいく。まあ、そういった事例もこの綾部市ですね、取り組んでいるという紹介がありました。また、福島県の昭和村ではですね、築80年の木造校舎。まあ置戸には木造校舎はないんですけど、この古い木造校舎をですね、解体しないでそのまま残してですね、まあ観光のスポットとして、そしてあるいは交流の場としてですね、これを積極的に活用してると。そしてこれらの古い校舎をですね、あの積極的にいわゆる寄付金を利用して維持管理費に充てているという、そういった事例があります。まあ以上大まかに5つ程ですね、こういった全国的ないろんなユニークなですね、取り組みをしてるってことでありますんで、今後ともですね、ぜひ置戸は置戸らしいですね取り組み、そういったことですね、皆さんの力でですね、まあアイディアと言いますか、そんなことでこれから期待したいと思いますが、それらについて、町長の考えがありましたら伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 やはり議員がおっしゃられたとおり、置戸らしい産品であることが、これは総務省の通達でもありますけども、あのなんでも得だからいいと。それから他のものよりも素晴らしいからいいってだけではなくて、置戸らしさを、この特産品を返礼品として、この町内置戸町の活性化につなげていきたいと思っております。

あの金額はどうか分かりませんが、やはりそのふるさと納税に応えるように産業も育成していかなければ、なかなかその展望が見えてきませんので、このふるさと納税の返礼品を一つのツールとして活性化に寄与していきたいというふうに進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今後ともですね、ふるさと納税制度については期待したいと思います。

次にですね、消防団の現状と団員確保についてを質問させていただきます。

前段、本題の質問に入る前にですね、今年の秋の叙勲で旭日双光章を受章されました前消防団長の木村茂廣さん、そして藍綬褒章を受章されました現消防団長の沼津一憲さんの2氏に対し、心から受賞のお喜びを申し上げますとともに、永年の消防団活動の功績とその尽力に感謝申し上げます次第でございます。

この消防団のことについては平成29年の6月に定例町議会で、井上前町長に質問をしたことありますが、前進的な回答はなかったと思っておりますが、再度町長が変わりましたので、深川町長に考え方を伺いたいと思います。

人口減少と少子高齢化の進行により、本町だけでなく全国的に地域の防災の要である消防団の取り巻く環境は年々厳しい状況にあると認識しております。特に消防団の高齢化と定数に対する団員の充足率は低下しており、欠員の増加は地域防災体制を築くために憂慮すべきことと思っております。

そこで現状の消防団の実態と今後の消防団員の確保、消防団の充実強化あるいは定数の見直し、組織の見直しなど、どのように考えておられるか町長に伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 消防団の現状と消防団員の確保についてのご質問でございますが、議員よりは平

成29年にも消防団についてご質問がありましたので、その間の変化も踏まえてお答えしてまいりたいと思います。

消防団員ですが、町内で就業しながら自らの地域は自らで守るという共同愛護の精神に基づき、消火活動をはじめ、近年では地震や風水害など大規模な災害時の避難誘導・救助活動など、災害防御の任務として、地域の安全安心のために地域防災の中核として貢献いただいているところでございます。議員からお話がありましたように、近年人口減少や少子高齢化が進む中で、消防団組織の維持または人員の確保が全国的な課題となっていると承知しております。

さて、現在の置戸消防団の組織でございますが、ご承知のとおり置戸・勝山・境野・秋田の4分団と女性部で構成され、団員定数127名に対し現在95名と、定員に対しましては32名の減員となっております。本年度は久しぶりに新入団員もあったそうでございますが、3年前は団員106名でありました。議員が前回ご質問された時は106名で、さらにそこから11名減ったという現状でございます。北見地区消防組合全体でも本年4月現在では820人の定員に対しまして671名と149名の減員となって、充足率は82%に留まっております。

この置戸消防団の定数は、昭和47年北見地区消防組合発足時の定数でありまして、当時置戸の人口は8,000人を超えております。世帯数も今よりも倍以上ありました。現況との乖離が大きいことから、本町からも定数の見直しを本部に申し入れを行っており、現在は消防本部で構成市町村を含めた適正な定数の見直しについて協議検討をしているところでございます。充足率は全体でも先程申し上げましたとおり82%と、他の消防組合内の市町村でも同じような現象が起きているところでございます。そのことから検討を行っておられます。

今後の団員確保及び消防団の充実強化策についてでございますが、本町では11事業所に協力をいただきながら団員の確保を行ってきました。今後も団員の高齢化や年齢構成を考慮すると、引き続き事業所に対し消防団活動への理解を得ながら団員の確保を図るなど、随時団員の募集を図ってまいりたいと考えておりますが、しかし、近年消防職員の増員や充実強化、火災の発生状況から現在の団員数で活動に大きな支障が出ているとは考えておりません。しかしながら、年々団員が減少しているのも現実であります。

私が就任時に消防団長より団員確保の一つとして職員の入団も検討してほしい旨要望がありました。その際、災害時の町職員はそれぞれの任務もあることから少し時間をいただきたいと。当分の間、より一層消防と職員の連携を図り、理解と協力体制を構築してまいりますとお答えをしたところでございますし、本年は消防職員を講師に職員研修の一環といたしまして救命研修を行ったところでございます。

団員の確保は北見地区消防組合共通の課題であり、令和元年12月より消防組合内消防団員の加入促進検討会を立ち上げ、随時検討協議を行っているほか、町内におきましても協力事業所の新規開拓、消防団員の女性、特に女性団員の加入促進などに取り組んでおります。現在4地区4分団体制の維持継続のために新規入団者の掘り起こしや団員の皆様にはより長く勤続いただけるよう消防機器の軽量化など、近代化を図って活動の支障のないように整備をしていきたいと思っております。また、地域防災力の向上のためには各地で自主防災組織が結成されておりますので、そちらとも連携を図りながら自分たちの地域を自分たちで守ろうと、消防団と同じ思いで立ち上がった組織ですから、その組織

と消防団が連携をすることで地域の防災力の強化が図られると思います。消防団の持つ専門的な知識や提供など、先程も申し上げましたとおり、職員の研修でも講師となって学習をさせていただきましたが、地域の防災研修等にも消防団の方が出向いてですね、連携強化を図っていくように推進してまいりたいと考えておりますので、当分の間町職員の入団については検討させていただきたいと思ます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まああの若干踏み込んだ答弁を期待してたんですが、北見地区消防組合全体ですね、この団員の確保については取り組んでるっていうお話でしたが、まあでも1市2町それぞれ事情が違いますし、常備とする職員の数も違いますんで、それぞれが自分たちのまち、自治体をですね、防災から守らなければならないということで取り組まなければならないと思っています。

それでまあ重なるかもしれませんが、令和2年度ですね、北見地区消防組合の行政執行方針がですね、毎年2月に管理者、いわゆる北見市長がですね、我々消防議会議員に対して示されるわけですが、その行政方針の中にもですね、消防団の充実及び地域防災力の強化等への取り組みということで、項目として挙がっております。

であの消防団ですね、充実ということではですね、総務省の消防庁が示す基本施策に基づき、充実強化をしていく。その中に5つの重点項目が示されております。あの北見地区消防組合の行政方針の中でですね、それで1点目は消防団協力事業所表示制度の充実ということで、これは置戸町も取り組んでいただいておりますし、機能別消防団員制度の推進、これはちょっと私もちょっと理解はしてないんですが、機能別消防団員制度の推進ということも述べております。そして3番目は学生消防団活動認証制度の推進ということで、まあ置戸には大学がございませぬし、北見は大学がございまして、多分そのことを念頭に入れてですね、学生の消防団活動認証制度の推進ということを項目に挙げてるんだと思います。

それから4番目は公務員等の入団促進ということ。5番目は消防団応援の店事業の拡大ってことで置戸も1店か2店、消防団応援の店っていうのがあろうかと思いますが、この以上5つがそれぞれ北見地区消防組合の行政方針の中で消防団の評価ということで謳っていますが、その中で今言われたとおりですね、置戸にとっては非常に事業所の方々がですね、ご理解いただいております、積極的に従業員の方が消防団に入っていることも十分理解しております。そんな中で、農家の方あるいは個人事業主もですね、消防団に入って活動されていることも十分理解しております。

ただ、今後においてですね、これからこういった商店だとか農家だとか、個人事業主だとか、あるいは法人等がですね、どれだけ若い方が入ってきて消防団の活動を支えていただけるかということは相当に厳しい状況にあると思うんです。

それで私は前にも井上町長にも質問しましたが、今回のこの4番目ですね、公務員等の入団の促進にぜひ着眼してですね、本町もですね、町職員ですね、積極的な入団促進を図るべきであると私は常々思っているところがございます。ただ、防災計画の中では職員の位置付けというのは明確になっておりますんで、すべての職員がですね、消防団に入るということは不可能であるし、一定程度ですね、人数しか入れないと思うんですが、しかしですね、これは全国的にもあるいは隣の町の訓子府

もですね、町職員はですね、まあ一定の数ですけど入団を進めているところがあります。これはですね、ぜひですね、前向きに検討していただきたい。

置戸分団はですね、4部制で、今んとこ4部制なんですけど、少なくともですね、各部に1名くらいずつのですね、町職員がですね、その部に入ってですね、消防団の活動を自ら体験し、自ら消防団員としてですね、活動していただきたいと思います。そのことをですね、強く私は要望したいと思います。そして入ってですね、まあ20年30年と、そういう長い期間ではなくて、せいぜい8年か10年ぐらいの間ですね、一定程度年数が過ぎた段階で若い職員にまたバトンタッチしていくということですね、そのローリングを繰り返してですね、少なくとも役場のこの置戸の中の事業所で一番の事業所ですし、最近が一番年齢が若いと。37歳、平均年齢が若いということを聞いてますんですね、ぜひ若い職員の方がですね、積極的に自分の意思として町長自らですね、あの上から指示するんじゃなくて、自らそういった意思ですね、消防団に入って町の防災をガードするんだと、そういう思いを持ってですね、消防団に入っただければですね、すごく消防団としてもですね、力強いものになるかと思いますが、再度ですね、しつこいかもしれませんが町職員ですね、団員としてのですね、勧誘について町長のお考えを伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 29年の答弁とそんなに変わってないなっていう率直なお話だったと思うんですけども、まああの北見地区消防組合みますと置戸消防団は先程言いましたように定数を大きく割ってはいるんですが、定数については少し過大なんだろうというふうに率直に思っております。隣の訓子府町と比較して訓子府がどうだからっていうことは言いませんが、比較対象といたしましては、訓子府は今団員が98名しかおりません。その中に公務員と言われる方22名。ということは、置戸は公務員が入ってなくても先程の数字を確保してるってことは、地域で働いてる方々がそれぞれその意識を持ってですね、消防団に加入されているんだなあという思いがあります。その中では定数の見直しも先程申し上げましたとおり、上申しておりますが、なかなか組織全体の中ではそうならない。先程議員もおっしゃられましたように、消防庁の方から組織強化の指示が出ておりますので、団員をどんどん確保して行きなさいという指示もある中で、定数を減らすのはなかなか課題があるんですということもお聞きしておりますが、実数といたしましてはですね、本町今の数字をなるべくまあ大きく減らして4分団体制が叶わないと、車両も運行できないというようなことになるようなことがあればですね、公務員の投入ということも考えなければならないと思いますが、先程申し上げましたとおり、火災発生の防災にも備えていかなければならないことから、そのような時にはそれぞれの任務がありますので、そちらの方で活躍いたしますし、以前も申し上げましたとおり前町長が答弁しておりますが、大サイレンが鳴った時には職員は置戸町内にいる者はすべからくですね、24時間、聞こえてる、寝てて来られないっていう人もいるようですけども、あの必ず消防には駆けつけるように。これはあの皆さん意識を持ってます。そして消防と連携をしながら消防のサポートになれるようなことが何かあるのかということを探しながらですね、あの消防そして町職員防災にそれぞれ力を発揮していきたいと思いますので、今しばらくこの団員の減少を見ながら、すぐには町職員の入団を進めるということはちょっと躊躇しているところでございます。

まああの将来このように3年ごとに調査をすれば10人ずつ減っていくと。消防車も動かせないよ

うなことが見えてきましたらですね、その時に向けて検討はしてまいりたいと思いますが、今段階では入団については少し後ろ向きな答弁とさせていただきたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まああの後ろ向きというか、一番言いたかったことのいわゆる町職員の団員としての活動を私は求めたんですが、確かにですね、私も職員でしたから、サイレンが鳴ると緊急事態ということで非常招集と、そういうことで職員として消防の庁舎に駆けつけました。

ただですね、まあ火災の場合なんかはそうなんですが、行ってあそこに駆けつけてですね、何をできるんだと。火事ですね、消防車何台かありますけど、役場の職員がですね、消防車の団員さんが駆けつけて来る前にエンジンをかけるとか、そのスタートする段取りをすとか、そういうことは一切できないし、ホース1本ですね、触ることはできないんですよ。そしてまあ火災っていうのはですね、1分1秒を争うものだと思いますが、これはあの北見市の事例ですね、ある出張所でですね、まあこれは人数限られてるんですが、置戸より多いかな、もう10数名の出張所の職員が勤務してるわけですが、それは3交代でやってると思うんですが、そんな中ですね、救急と火災が重なったんですね、たまたま救急が先に出て、救急隊が現場に行けると。ところがほかの現場で火災が発生したと。そうすると出張所にいる消防車が現場にたどり着くことが出来なかったと、そういう事態もありました。

まあそれについてはですね、北見の市議会ですらいろいろ議論があって、職員の充足っていうことで取り組んでおるのですが、それにしてもですね、やはり職員の数ってのは限られるし、やっぱり地域にある力をですね、ぜひやっぱり活用すべきだと思うんですね。この職員が消防団員になるってことはですね、地方公務員法上のはずいぶん制約も何もありませんし、あるいは地方自治法の制約もないと思うんですね。ですから全国的にはですね、過疎の町だとか、小さな自治体はですね、消防団員も町職員が兼ねてるんだと思うんですが、早晩ですね、もう少し時間をほしいってことですが、ぜひですね、これはですね、もう何て言いますか、じり貧になる前にですね、それは取り組んでいただきたいと思います。そしてやっぱり職員がですね、積極的にですね、あの現場に駆けつけられるようなですね体制。それはまあ訓練にもよると思うんですが、サイレンが鳴ってですね、ただ事務所に駆けつけてですね、何をしたいんだろうかっていうことではなくて、少なくとも訓練を受けた、あるいは消防団員という立場でですね、職員が配置されているならばですね、消防車を出す準備とか、あるいはですね、一定程度現場に駆けつけられるようなそういう体制ですね、ぜひですね、取り組むようですね、今後お願いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 十分あの議員のお考えは理解してるつもりです。あの今年から先程も何度も申し上げましたが、私たち役場の職員が何が消防の助けになれるかということも含めて救命講習をやったり、それから先程例示されましたけども、大火事があって大サイレンが鳴っても消防庁舎に詰めても何もすることがなくて手持ち無沙汰で待ってるだけだと。本当はもっと何か手伝うことがあればという思いで来てる人も多くの職員が駆けつけて来てるんですが、まあ待機してるだけのことが多いもんですから、何か手伝えることがあればというものを模索しながら今後運営を進めてまいりたいと思いますし、連携を図ってまいりたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕以上で私の質問を終わります。

○岩藤議長 次に5番 澁谷恒壹議員。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして私の方から質問をさせていただきたいと思えます。私は地域おこし協力隊について何度も現在まで町長の方からいろいろな場所で伺っておりますが、私も過去にいろいろと地域の定住者の関係につきましては関わったことがございますので、それらを含めまして若干質問させていただきたいと思えます。

先の町長選の公約の時に、またその後、議会の所信表明時においても、この地域おこし協力隊の導入を図っていきたい。併せてふるさと納税の制度の導入と2つの公約を唱えておられました。地域おこし協力隊についての質問であります。私も先程申し上げましたように、地遊人、山村留学、またクラフトマンの住宅工房等に関わり定住につながってまいりました。

地遊人事業では地元で8年間地域の代表として受け入れてまいりましたが、地遊人事業は地域仲間の連携で成り立ち、協力し合うことで仲間同士が一層強固になり、地域の盛り上がりにつながりました。現在地域に縁あって嫁いだ方、そしてこの地域を選び定住している人たちは20名を超える地域の活性化に結びつき貢献されております。

今回の地域おこし協力隊は前の地遊人事業と違い、経済的なことは国の予算で賄えるだけに、地域に住んでいただけるメリットが非常に大きく、町にも多大な効果も期待できると思えます。この事業は総務省の所管で2009年度からスタートした制度で、1年から3年以内と決まった期間で都市部の人材が地域おこし協力隊員として地域に移住し、初年度はおよそ100人程度であったようですが、2019年度には5,000人を超える協力隊員が全国各地で活躍しているとのことで、任期満了後もその地域に定住する人もおり、地域活性化への貢献が期待されることから、特に次の3点を伺います。

1つ目として、隊員を町内各地域に定住していただくことによる住宅の確保、町営住宅のない地域、民間住宅に対する対応をどうするのか。2つ目として地域おこし協力隊の導入されてからの所管課はどこに置くのか。3つ目として各地域に協力隊を迎え入れるための組織を作るのか。これは地遊人事業の時には本部組織ということで、全町を一つにした組織も作っております。

以上の内容ですが、地域おこし協力隊制度は国から1人当たり人件費200万円、活動費200万円の計400万円が補填され、使いやすい人件費という認識はどこの自治体もあるようですが、役場の仕事の一部を手伝わされるだけで隊員自身の活動ができないということにならないようにしていただきたいものであります。

新年度、町では5職種8人から9人を考えているようですが、それぞれの専門的な知識を持った人材をいかに活かした活動していただけるか未知数であります。受け入れの担当部署の対応が左右されるかと思えますので町長の考え方をお聞きします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 地域おこし協力隊についてであります。これは先程佐藤議員からも質問がありましたふるさと納税制度と同様に、ふるさと創生の一環として政府が作った制度でございます。この地域おこし協力隊の制度は人口減少や高齢化等の著しい地方において、都市部の若者を中心に人材を

誘致し、定住や定着を促すことで地域活性化を図ることを目的に、1年以上3年以内の任期で様々な活動を行いながら地域への定住や定着を図るものであります。

令和元年度の道内における実績といたしましては154市町村で631名の協力隊員を受け入れております。管内では津別町が10名、津別町の10名が最高に、本町を含めて14市町村58名が活動されております。全国では政府におきましても現在5,300人弱の隊員が活動しておりますが、令和6年度には8,000人に拡大するよう目標を設定して政策を進めているところでございます。

本町では平成29年4月に2名の協力隊員を受け入れ、リニューアルオープンした勝山温泉ゆうゆを活動拠点とした観光振興に尽力していただきました。また、平成31年1月には郷土資料のデジタル化における資料整理に1名の隊員を受け入れ、現在も活躍いただいておりますが、来年度中に任期満了を迎えるところでございます。

私の公約としても掲げましたとおり、新年度に向けて農業や林業、観光振興、オケクラフト振興、それぞれの分野において活動していただきたく、新しい隊員を9名、ホームページや北海道まちづくりセンターに委託をして1月中の締め切りで募集を開始しました。他自治体の募集も多く、現在反応はいまひとつとなっており、さらにハローワーク等を通じても募集を行い、人員の確保を図ってまいりたいと思います。そして採用が決まった暁には各地区に居住をし、地域住民としての活動も行い、主要任務のほか、居住地区の活性化にも活躍してもらいたいと考えております。

まず1つ目のご質問ですが、住宅の確保は課題であります。まずは入居可能な町有住宅等を考えておりますが、一部地域ではその住宅がないことから、また全国では隊員が任期満了後も6割が同じ地域に住んでいるというデータもあり、各地域において空き家住宅の活用も協力隊員制度の継続をする上では重要であります。複数の住宅を確保することは大変なことではありますが、まちづくり懇談会で地域でお話ししたところ、この空き家登録制度に登録をいただいた方もおられます。さらなる情報提供をお願いしてまいり、住宅の確保に努めていきたいと思っております。

2つ目のご質問ですが、地域おこし協力隊制度はその名のとおりに地域振興に資する隊員であります。主管課としてはこれまで同様企画財政課が担当します。しかし、それぞれの任務における隊員のスケジュール管理や活動計画はその業務を所管する課等で担当をと考えております。

しかしながら、各隊員の意見交換や相談はやはり企画財政課にその機能を持たせることも大変重要な補完措置だと思っておりますし、隊員の活動を助長させる必要な機能だと思っております。定住や移住、さらにはふるさと納税等、企画財政で担当しておりますが、合わせた専任担当員の職員の配置もこれから検討してまいります。

3つ目の質問でございますが、地域おこし協力隊は以前の地遊人の受け入れ組織、愛タウン協議会などを設置し、農業を中心とした地域に受け入れていただくという方法ではなく、それぞれの任務に取り組みながら居住地域住民としても活動していただくという方法に変えていくことから、隊員を受け入れる別段の組織を結成していただく必要はないと考えておりますが、自治会活動や青年団活動、文化活動、さらには行事・イベントを通じて地域や町民の皆様と交流が図られるよう隊員にもその意識を持ってまいりますし、地域の皆様も温かく受け入れていただきますようお願い申し上げます。

町といたしましては隊員の紹介や活動報告を逐次広報などを通じてでも町民の皆様へ情報発信をしていく所存でございます。昔からまちづくりは若者・馬鹿者・よそ者がつくるという言葉のとおり、

よそ者の協力隊員を通して地域の活性化が図られ、そしてその地域が変わっていくことを期待して一生懸命取り組んでまいります。時には失敗や誤解、トラブルも発生するかもしれませんが、活動に対するご理解や居住地区、町内の地域力でサポートをお願いしていただきたいと思ひますし、そのことにより地域力が上がっていくことを期待しております。

また先輩として元地遊人やクラフトマン、さらには移住者の方にも地域に居住する隊員に、時にはお節介と思われるかもしれませんが、積極的に関わっていただければ、より一層各隊員が置戸を理解する近道であると思ひます。積極的に口出しをしていただければいいなと思ひております。

町も置戸にあった地域協力隊制度の再構築を図ってまいりたいと思ひますし、各関係機関や団体、役場内部の調整を行いながらしっかり取り組んでまいりたいと思ひます。

地域おこし協力隊の活動を通して、各地区の一つの明かりが灯ることを夢見て役場も汗を流して取り組んでまいりたいと思ひます。

- 岩藤議長 澁谷議員に申し上げます。質問の途中ですけれどもしばらく休憩したいと思ひます。

11時より再開いたします。

休憩 10時39分

再開 11時00分

- 岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番 澁谷恒壹議員。

- 5番 澁谷議員〔一般質問席〕 先程町長においては前向きな答弁をしていただきましたが、中でも確認の意味で2、3点伺いたいと思ひます。先程民間住宅の確保と申されましたけれども、どのような内容でもって確保し進めていくのか。いわゆる確保するということでの言葉であれば皆さん手を挙げて登録するのかなど。しかし、その後のやり方、中身について、例えば改修のこととか、いろいろな問題がついて回ると思ひます。そういったことももう少し細部にわたってのお話をお聞きしたいと思ひます。

それともう一つは、先程は担当課を一応企画財政課で専門の専任職員を置くということをおっしゃられましたけれども、私はその部分でちょっと提案めいたことになろうかと思ひますが、やはりあの協力隊員は接客業的な知識を持ちながらですね、対応していただかないと、やはりこれから先この協力隊事業がスムーズに行くかどうかやはり最初の担当職員の影響にかなり左右される。そういうように過去の地遊人事業の時もそうですし、クラフトマンもそうです。山村留学もそうでした。やはり最初に対応してくれた職員の対応によって、かなり私たちは影響を受けてここを決めましたとはっきりそう言っておられましたので、それを考えました時に、この地域おこし協力隊の窓口職員については1週間になるのか半月になるのか、半年なのか分かりませんが、研修期間ということで私は勝山温泉ゆうゆうを利用して研修っていうことで活用することはできないものなのかなど。そんなような方法もあるのではないかというふうにあの思ひましたので、その辺につきまして、もう一度町長の方から答弁をお願いしたいと思ひます。

○岩藤議員 町長。

○深川町長〔自席〕 先程の民間住宅の確保というところでは、実例として、あの空き家登録制度をしていただいている例もありますということなんですけども、空き家登録していただきますと、その時点で有利な補助制度で改修はできます。あの地域協力隊員が何人まだ決定するか分かりませんが、その数に応じてやっぱり住宅は確保していかなければならない。それから将来も見越して確保していかなければならないというところでは、あのもしも地域協力隊がそこに入る住宅が民間住宅ということになれば、その改修は基本的には大家さんがやっていただいた補助を出す制度が今あります。その家賃収入はあのその大家さんに町の方からお支払いするというので、その改修費用もまあその中に見込んでですね、設定していただければいいかなというふうには考えておりますので、そういう意味での民間住宅の確保をという回答をさせていただきました。

まあ、まずあの空き家登録がなかなか、今は2件しかホームページには上がっていません。この間のこの地域移動町長室でお話をしてから2件、さらに追加がありましたので、まあまだ潜在的には各地区に住めるのではないだろうかという住宅があると思いますが、あのいろんな情報を寄せていただいて、積極的にこちらでもあの発信をしていきたいですし、またその住宅は移住者に向けても有効なひとつの住宅になりますので、力を入れていきたいと思っております。また、町有住宅につきましては住めるかどうか今確認作業を行って、改修が必要な部分は現行の予算で改修を行って住めるような準備を進めたいと思っております。

専任職員の配置についての、どのように今専任職員を選んでいくのか、どのような対応していくのかということでありまして、勝山温泉で研修するのも一つだと思いますが、先程も汗を流してと申し上げましたのは、職員もこの地域協力隊制度を立ち上げる、まあ再構築する中で育ててほしいと思っています。この制度が今回1回募集したからいいということではなくて、移住・定住やさらなる地域振興に結びつくように、その職員も一緒に勉強しながら協力隊員と進んでいただきたいという思いで専任職員を置きたいということでお話をさせていただきましたので、これにつきましては隊員同様、地域の皆様もですね、口出し、そしてアドバイス、それからご支援いただければと思いますし、研修につきましてもゆうゆうというお話もありましたが、隊員がゆうゆうに配属になればそういうような現場に出向くことも一つの職員の資質向上にも結びつくかなと思いますので、その辺もあの考慮して配置は考えていきたいと思っております。事前に3月中にその準備をせいっていうことはちょっと今のところ難しいなあとは考えておりますが、そのような考え方を持っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 今いきなりは難しいという専任職員ですね、研修の関係ですけども、まあいずれにしろ9名からの募集をするわけで、いきなり9名ということはまず考えられないかなと、そう私も思っております。それでできることなら1人でも2人でも応募した中では、その人たちを核にして拡げていくような、そういうような対応をぜひしていただきたいなと、そういうことで、まずはまあ地域の選定も当然出てくるでしょう。そんなことを思いますと、やはり事前にそういった情報、例えば先程言いました空き家の関係もですね、先程のようなある程度の具体的な内容が町民に知らせておけば、やはり空き家登録のしやすさというか、何かこうアクションを起こしてくれるのかなと、そんな感じもしないわけではありませぬので、今のところを一般的には空き家登録って

う、ただそこで止まってるんですよ。その空き家登録、その次はどうしてくれるのっていうか、どこまで行政は考えてくれるんだろうっていうのがわからない。例えばまあ町長のことを言うようで悪いんですけども、ちょっと言い方おかしいかもしれませんが、やはり空き家にはそれなりの物が入ってる空き家がほとんどなんです、現状としてね。それらの部分がやっぱり前向きに考えたならば即片付けておくというか、そういう気持ちも起きるだろうし、そういう空き家登録だけで止まってる以上はなかなか物置から住宅に代えられないっていうか、代え難いたいというか、そのうちやろうかっていう家がほとんどだと思えます。ですからよく担当の方からも聞かれるのは、問い合わせが来るんですが、見せたい住宅がない。住宅はあるんですけども見ていただきたい住宅がない。そういったことを考えますと、そういう片付けておくことによって、そういう空き家対策イコール定住に結びつけられる。1歩でも半歩でも進んだ行動に移っていくのかなと、そんなことを感じましたので、その辺を十分考えて進めていただきたいなど、そう思っております。

それで人数少ないところでスタートすれば、それらをやはり基本にですね、コツコツと5年10年という形で続けていくことによって置戸の名も知られていくだろうし、良さも当然理解してくれる人が増えてくると思いますので、その人たちを今度発信していただきながら、町のためにより一層頑張ってもらえるんじゃないのかなと、そんなふうに考えておりますので、どうか空き家対策の方についてはそういう町民が見てわかるような、もう少し踏み込んだPRをよろしく願いをしたいと思えます。その辺についてももう一つ何かあればお願いしたんですが。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 空き家登録はなかなか進まないのは、現実的にはやはり今議員がおっしゃられたとおり、中に前住民の物が入っているだとか、それからその家族の方は置戸に住んでないのでなかなかコンタクトが取れないというようなこともあるのが現実です。そしてまた、その中にある家財道具についてはその方の、まあ、亡くなった方であれば遺品でありますし、そして転出者であれば財産でもありますので、なかなか行政で強制的に手を出すことはできませんので、あの地域の皆さんからその家族に連絡を取っていただいたりすることも、一つこの前に進んでいくことかなと。

先程言いましたように、あの物件はですね、改修をして貸して、賃貸をしたという実績もあります。まあ助かりましたよと、制度といたしましては補助率2分の1で100万円までその費用についてはあの補助しますという制度がありますので、そんなことも活用したり、それから空き家の有効活用の促進に向けた対策はちょっとこれからも検討していきたいと思えます。あの朽ちていくのを待ってるっていうのも、これはあの美観・景観上の問題も提起されておりますし、またその住宅の持ち主、遺族の方で、将来置戸に帰ってくるかもしれないというような、まあ家族間のまあ課題もあるので、なかなかのきれいにスッキリとはいかないと思えますが、どうすれば促進されるかということを考えていきたいと思えます。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 確かに町長おっしゃられたとおりなんですけれども、あの現実ですね、我々もいろいろ携わっていますけれども、その中で聞くのはですね、聞くというよりもいろんな人が関わっている場合もあります。その中で一つの例としてですね、親御さんが町内の施設なりに入っていましたと。それで親御さんはいいですよと言いましたと。それでその、そういった形で進め

ていたら、息子さんと相談したら駄目だというのがほとんどだそうです。ですからそれと先程言われた空き家対策の中身をもう少し突っ込んだ話をすることによって理解していただける場合もあるのかなと。

そういう部分では地域の先程町長が言われましたお節介焼きと言いますか、そういった地域の方が情報として町の行政の中身をですね、説明しながら進めることによって、また形として現れてくるのかなと、そういう気もしましたので、何とかこれをものにしなければ定住も促進できないだろうし、この事業もなかなかうまくいかないのではないのかな、そんな感じもします。

まあそんなことで期待も含めてですね、まあ成功することを祈るわけですが、まずは9名という大きな人数でございます。なかなか最初から9名は難しいと思いますけれども、最後にですね、隊員と十分なですね、情報交換をしてですね、先程所管課がですね、企画財政課に移るといふか、するということでございますので、その他職種によっては他の課との関わりも出てくると思います。それから言いますと、役場内においてもですね、連携が取れ、情報共有がなされ、この事業がスムーズに行われていくと思いますので期待しているところでもありますので、どうか頑張ってくださいなど、そのように思います。以上で私の質問を終わります。

○岩藤議長 次に2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に質問したいというふうに思います。

結婚新生活支援事業の取り組みということでございます。国立社会保障人口問題研究所の調査では、これは2015年ですが、25歳から34歳の未婚者が独身でいる理由。これは三択の3つの選択としてあったんですが、男性が29.1%、女性の17.8%が結婚資金が足りないという経済的理由を挙げております。そこで内閣府は去年から少子化対策の一環として新婚世帯の家賃や礼金、引っ越し代など、新生活に係る支援を行っております。この対象は結婚新生活支援事業を実施する市町村に住み、新しく婚姻届を出した夫婦と34歳以下、世帯収入が340万円。まあ年収にして480万円ぐらいというふうに言われてますが、未達の条件に当てはまれば上限30万円を費用として出すと。この30万円は、国は2分の1の15万円、市町村が15万円ということで、市町村が実施してないと当たらないというふうになります。

初婚年齢が上がっている現状を踏まえて、令和元年、来年から要件を39歳以下に緩和する、世帯所得も540万円未満、それから補助額は倍の60万円の費用を補助するという拡大する方向で検討しているというふうに聞いております。この60万円のうち、去年までは国は今年ですが、3分の2を、2分の1から3分の2を補助するというようなことも言われてますが、60万円の40万円は国、20万円は市町村というふうに聞いております。まだ今の予算決まっておられませんけども、そういうようなことで検討しているというふうに言われてます。置戸町でも令和元年度結婚が6組、今年が3組、これは10月現在ですが、若者が非常に健闘してます。そこで置戸町として若者支援として今後どうしていくか町長にお伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 小林議員から結婚新生活支援事業についての質問がございました。この結婚新生活支援事業につきましては、今のお話のとおり内閣府が少子高齢化対策の一環として新婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し生活支援事業を行う市町村に対して補助を行うというもので、

30年度から始まっております。

現在全国で281市町村、道内では24町村が実施をしているところでございます。制度の内容は先程と重複いたしますが、夫婦の年齢が34歳以下で一定の所得未満の合算の所得が以下の世帯に対し、住宅の取得費用、賃貸費用、引っ越し費用の2分の1を30万円を限度に行うというもので、まあ30万円以上かかれば30万円ということで、国からはその15万円が町に交付されるというものです。また重複しますが、内閣府ではこれをもう少し拡大をしまして、39歳以下、所得要件を540万円未満にし、さらに支給上限を60万円に拡大するという方向で検討されているようです。その補助率も3分の2にかさあげをして市町村の手上げを待っているという状況だと思っております。

この制度設計の背景には少子化の要因として晩婚化、未婚化が挙げられ、その理由の一つとして経済的な理由が挙げられたことから制度設計を行ったようです。一方で経済的な理由の具体的な内容調査については行なっておらず、この補助金にどれだけの効果があるかを、私は懐疑的に思っているところでございます。結婚後は近年では結婚後も夫婦2人で共稼ぎが圧倒的に多く、それらの勤労夫婦が住む住宅がないなど、町内でも大きな課題となっていることを認識しております。

先程議員おっしゃられましたとおり、一昨年には6件、去年は3件の結婚が町内でなされているということでございますが、多くが見てますと、経済的な理由が障壁になってるのかどうかわかりませんが、それ以上増えてないのは、たまたまそのようなことなのかなと思いますし、私もあの職員で結婚適齢期を迎えた職員にも意見を聞きましたところ、結婚したいんだけど、もう役場職員だからということもあるかもしれませんが、住宅がないのが困るということをおっしゃっております。

先程地域でも言われてることと重複しますが、そのような課題が大きなものとなっております。

先日移動町長室で修繕した町営住宅は空いているのに所得制限で入れない。また入っていても高額な料金になるので出なければならないというようなことに、どう町は対応するんだと。以前にも質疑があったんだけど、その対応が示されてないぞというようなことも質問されました。

もちろん新築や中古物件を取得して修繕するという新婚夫妻はあまり考えられません。町営住宅の用途を廃止し、希望に応じて入居させるような場合は様々な法的な課題もあり、現在は緊急性や職場の勤務状況、通勤の状況などから住宅困窮者に対して町有住宅の一部利用も行なっております。

私は結婚対策といたしましても、住宅問題に早急に取り組む必要があると考えております。近年建築いただいた民間のアパート建設の促進、宅地の分譲、新築住宅建設支援や住宅改修支援の延長、見直しなどを図ってまいりたいと思います。結婚の費用より、むしろ精神的にも体力的にも大変なのは子どもを産み育てる環境の整備や、若い人が住みたくなるような住宅の整備が結婚や出産に対する意識を高めるものと思っておりますし、本町への人口減少の歯止めとなるものと思っております。

妊娠出産に対する対策といたしましては、政府も打ち出しておりますが、不妊治療や不育治療、育休制度の推進が既に報道されております。本町では従来から妊婦検診時の検診費用、通院費の助成、マタニティ教室の開催などを実施し、また子育てに関する事業ではすくすくギフト事業やファーストブックプレゼント事業、健やか子育て応援事業による医療費助成や予防接種費用の無料化など、様々な事業を実施しております。また、国が実施している保育料無償化の拡大、保育体制の充実、副食費の無償化など、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりました。

本町は今後も安心して子どもを産み育てていける環境整備に向けて各種施策に取り組んでまいりた

と思いますので、先程議員からご質疑がありました結婚新生活支援事業の取り組みはしばらく見合わせていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 あの、あんまりちょっと後ろ向きで、ちょっと問題かなって感じがしますが、これはあの7月時点では道内では20市町村、全国では281市町村ということで、全体の15%に留まっていると。なぜこうなのかっていうのは市町村もですね、その半分を持たなきゃならないということで増えない要因ではないかということでございます。

で先程申し上げたように内閣府は来年の補助率を2分の1引き上げる方針で検討しているということでございます。昨年度のあの出生数は865,000人ということで、非常にこうあの100万人を割ってるのがずっと10年ぐらい続いています。これでは将来ですね、生産人口が増えないということもございますので、その辺も含めてですね、もう1回町長に答弁いただきたいなというふうに思います。

1人の女性が生涯に産む子どもの数であります、合計特殊出生率は1.36というふうに言われています。非常に低迷してるようでございます。ただ、結婚後夫婦には2人程度の子供が生まれると、これが非常に大きいんです。ですから、他の定住とかふるさと協力隊とかいろいろございますけども、結婚すると必ず子どもが生まれるというような状況が全国的に多いです。ですから、今回の質問もそういう趣旨でですね、質問してるわけです。晩婚化や未婚率上昇が少子化の一因とされておりますけども、こういう結婚するということは子どもが生まれるという前提でですね、全国的にも多くなると、そこを踏まえてですね、再度町長に伺いたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 新婚夫婦は物入りだということも理解しておりますが、この制度自体の設計が元々住宅取得費用や賃貸費用、引っ越し費用の補助ということなので、これが仮にですね、子どもが産まれたら定額でお渡ししますよっていう制度に拡充されれば、その時は再度私もあの乗っていく検討をしたいと思いますが、先程申し上げましたように、このお金をですね、住宅政策の方に本町では回していく方が、より結婚する人、結婚した人には有効な手立てだと思っております。

先程議員がおっしゃられましたとおり、あの本町での結婚例は6件と3件と少ないんだから、そんなに費用がかからない。国からもこうやって支援措置があるんだから、あるものは使った方がいいんじゃないかという質問だと思いますが、そのお金もですね、私は住宅、それから定住対策、先程言いましたように優良な民間の賃貸住宅を建てていただければと思っております。そんな取り組みを何とかしていきたいなど、制度の充実などを図りながら、まあやっていきたいなど思っております。

あの切実なことで、最近ですね、町内の事業所の方で結婚したんだけど、勤務の関係で別れ別れで過ごさなければならぬですと。まあご主人と奥さんは別居して生活をしてるんですということと相談がありました。その時には先程申し上げましたとおり、町有住宅であまりそんな立派ではないですけども、これでもいいですかというお話をですね、お貸ししたりしております。住宅はそれだけ困っている課題なんだなと思っておりますので、そちらの方の取り組みに力を注力させていただきたいということでご理解いただければと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 まあ確かに住宅のことも大事だというふうにも思いますけども、さっき言ったように結婚すると子どもが生まれるという前提を考えたらずね、この制度ばかりでなくて、新しく置戸で考えてもいいんじゃないのか。60万円でなくてもそれ半分の30万円でもいいんじゃないかと。何も国からもらわなくてもいいんでないか。

ただ、考え方としてね、結婚したら子どもが生まれるんですよ。住宅も大事ですけども、そういう子どもが生まれる人にですね、やっぱりきちっとしたものを差し上げて、将来を見据えたものを、今町長が言ったようなものができるというふうに思いますが、そういうものを考えてですね、新しい考え方で今後も一つ進んでいただきたいというふうに思います。終わります。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例から

◎日程第13 議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補
正予算（第3号）まで

————— 11件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第13 議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの11件を一括議題とし、これから質疑を行います。

〈議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第8号)〉

○岩藤議長 議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第8号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第8号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 負担金補助及び交付金ということで、女満別空港に対する利用促進の関係で16万円の今回追加がありました。この話、昨日の説明では、今後3年間にわたってという話でありましたけども、金額等については、その年間で流動すると言いますか、今年は全体の中の2%というお話がありましたけども、来年以降2年間については、どのようになっているかお知らせください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 定着支援につきましてはですね、今後3年間ということでございますけども、今示されておりますのは、今年度が800万円。それで、次年度が500万円。それで、その翌年が300万円というような計画で示されております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。7款商工費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 13ページの上段のですね、トレーラーハウスの設置の関係なんだけど、基本的には議員協議会の中で一定程度ですね、概要的な図面だとか配置図だとか、そういったものは示されているんですけど、今回、予算の提案ということで、1億円にも上る大きな予算ですね。その中でですね、基本的にはきちっと議会に、その資料となるもの、根拠となるものですね。例えば、工事請負費4,760万円出ているんだけど、この工事請負費の具体的に給排水施設だとか、あるいは電気設備だとか、その辺がちょっと明確に見えないので、そういったことを含めてですね、もう少し分かりやすい算定根拠となる資料を出して欲しいというのが要望として一点伝えておきます。

それから、基本的に5戸配置するということなんだけど、あそこのスペースで本当に5戸がですね適正な戸数なのか。僕は、むしろ密にならないのかって言うか、どちらかと言えば、ちょっと広々とした公園の中に新たにトレーラーハウスを設置するということなんだけど、何となく修景って言うかあそこを見た時にね、ちょっと密でないかと。5戸も入れてどうなのかという、現実には配置してないから分からないんですけど、頭で考えるほかないんだけど、想像するほかないんだけど、むしろ5戸もちょっとどうかなっていう、そういう思いがあるので、この辺のこと、資料の提出の関係と5戸は密でないかと、そういうことについての考え方を教えて欲しいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまの議員からのご質問でございます。

まず1点目の、算定根拠となる図面の提出ということかと思えます。前段お話のありましたとおり、議員協議会の方で図面を提出させていただきながらご説明をさせていただいたところであるんですが、実は今回、予算を計上させていただきました。ここで可決をいただいた後にですね、一般社団法人の勝山温泉ゆうゆうの方で今後具体的な仕様については、また検討をいただくということになっております。昨日、ご説明させていただいたように、元々一般社団法人の方で、いろいろゆうゆうの利活用のために策を練っていました。今回、トレーラーハウスという要望をいただいて、町の方がそれに後押し、支援をさせていただくというような形で進めさせていただくということになったんですけども、その辺のまた具体的なものというのは一度お返しした中ですね、議論をいただきながら行政と一緒に今後煮詰めていくというような予定であるものですから、先に皆さんにお示しさせていただいた資料というのも、実は、確定資料ではないということが一点ございます。本議会に図面の提案というのも実はさせていただかなかったというのは、前回、協議会で提出させていただいた資料、確定資料ではない資料から進行したものっていうのはないということで図面の提出っていうのは、実は控えさせていただいたということが一点あります。ゆうゆうの方でもですね、5台の仕様等については、ある程度のイメージを持ちつつ町の方に要望っていうのはしてきてございます。あそこの景観にあったものであったり、置戸独自のもの、特有のものということであったりですね、そういったものを今後早急に煮詰めていきたいというふうなところでご理解をいただければと思います。

それから2点目の、5台必要か、密になるということですね。今回、コロナ禍の状況において、密というのが一つのキーワードになってございます。これも当初要望にあった、5台の設置をお願いしたいということでありました。町の議論の中でも、5台がいいのか、4台がいいのか、3台がいいの

か、いろいろ議員がおっしゃられたように、コテージ前のスペースのこともあるものですから、その辺の議論もさせていただいたんですが、現場サイドの考え方も含めまして、仕様の異なるものを5台置きたいというのが大前提でございます。それは具体的には、まだこれからになるんですけども、例えば、和の仕様であったり、洋の仕様であったりとかという形ですね、やはり異なるものを5台置きたい。現場も確認をさせていただいております。まだ配置の方は、皆さんに図面をお示しさせていただいたんですけども、あれも最終的には、もう少し間隔を取った方がいいとかってということも含めてですね、これからまた具体的なものは協議していきたいなということも思っております。今日のところは密にならないようにというご意見を吸収させていただきまして、今後の協議の中に少し材料として反映させていきたいなというふうに思っております。そういうことでご理解いただければと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 まだですね、ゆうゆうって言うか、一般社団法人との協議が十分整っていないと。具体的な内容についてということでもとりあえず予算ありき、議会の議決ありきってということで進んでいくということのように聞こえますが、それはそれとして十分、実際、工事の執行って言うか、入札までには十分に練ってですね、やらなきゃならないと思うんですけども。それはある程度社団の方としっかりと詰めてですね、社団の方もですねきちっと役員会議決して、それについてですね、意思統一をしていただきたいと思います。それは理解しました。それで、5戸が密ではないかっていうのは、コロナとは関係なく、位置、中庭ですね、農村公園の中ですね、ちょっと広々として非常に都会の人にとっては、あの辺は子ども遊んだり、周りを散歩したり、すごくいいって言うか、そういう思いで泊まっている方もおられると思うんですけど、そんなことを考えた時に、ちょっと4戸は何となく私が見る限りにおいてはですね、もう少しバランスを取った方がいいのではないかと、そういう思いで意見を出させていただきたいと思います。これもですね、社団の方とも十分協議してですね、自主的に走る時にはですね、また議会とも相談をしていただきたいと思います。

それと、今回ですね実施設計費と言うか、トレーラーハウスを備品として買うんだから設計費はいらないだろうということなんだけど、それはそれとして、あと、設置外工事の基本的には工事だから、それに対して実施設計費って言うのは、そこまで見なくてもいいのかな。直営で設計費を設計するんだということであれば、設計費は必要ないし、経費の節減になるからいいんですけど、その設計費の考え方と、あと、ちょっと心配するのは、断熱ですね。冬場、当然オールシーズンで使うと思うんだけど、本当にトレーラーハウスね、断熱大丈夫かと。この冬の寒い時期にですね、あそこで寝泊まりして十分に耐えられるような断熱の構造になるかどうか、そのことを確認したいと思うんですけども。万が一ですね、1棟当たり1,000万円ですね、おおよそ粗々だけど。むしろもう少し外観とかいろいろ考えた時に、1棟当たり1,000万円ありきじゃなくて、ある程度、棟数を減らしてでも中身をきちっと、何て言うのかな、設備をしっかりしたもの、それから、外観だとか内装だとか、せっかくやるのであるから、その辺のことをしっかりと練ってやっていただきたいと思います。まずは、設計費の関係と断熱対策は十分かどうか、その辺伺います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 まず1点目の、設計費の考え方というところでございます。議員がおっしゃら

れたようにですね、トレーラーハウスにつきましては、備品購入費という形。それから、下の設備等々、電気、外構設備につきましては、工事請負費という形で予算計上させていただきました。お話のとおり、土台の設計につきましては、要望を受けまして直営の方で今設計をやらせていただいているものですから、実施設計という形では今回出ていないということで解釈をさせていただきたいと思います。

それから、断熱構造の部分でございます。昨日の説明の中でも少しお話させていただきました。議員もご心配のとおり、かなり寒冷地、極寒の地と言ったらいいんでしょうか、置戸市街よりも勝山市街の方が温度が低いということで、その辺は十分検討の中には入れているところでございます。今、購入を予定しております、トレーラーハウスというのが、住宅メーカーが監修をしております、特にその辺の断熱構造っていうのは、慎重に協議、相談をさせていただいております。通常のトレーラーハウスですと本州仕様ということで、一切寒冷地仕様にはなっていないというお話も聞くものですから、例えば、窓サッシ一つ取りましても、それから、外壁の間の断熱を取りましても、通常のものであれば当然寒くていられないということも聞いております。なので、窓の仕様、それから外壁の仕様等々含めて寒冷地に十分対応するような形ということですね、その辺はご相談をさせていただいているところでございます。さらにそれに付随して、設備の方の配管の心配というのもございます。トレーラーハウス、車両のシャシの上にハウスが乗っているというものですから、その下の部分というのもむき出しになるので、管がむき出しになってございます。これだと当然、凍結の心配があるんじゃないかということもありますので、その管の仕上げ方、例えば、そこに熱線を巻きますと、当然そこに光熱水費、電気料がかかってくるので、別な形も考えながらその寒冷地対策というところは、十分に施していきたいという相談をさせていただいているところであります。一点だけすいません。最初、予算ありきということですね、大変私の説明が悪くて申し訳ございません。決して私どもも予算ありきでということではございません。ある程度、大枠の中で現場からのニーズに応えるべく、大枠予算を計上させていただきました。議会の皆さんに、そこをご理解をいただいた上でですね、次の具体的なものに進んでいきたいという考えがベースにあったものですから、今回このような形になったということをご理解いただければというふうに思っております。施設の中の設備等、備品等についても、ある程度のところは、現場からの要望を今回の予算の中に入れて積算をしているところでございます。先程来申し上げている、例えば、外からの見立てですとか、内壁のクロスであったり、床であったりっていう、その辺りを今後具体的に詰めていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そこで、外観っていうか、見栄えっていうか、たまたまですね、日赤にトレーラーハウスがありました。ちょっとあれとは違うんだと思うんだけど、イメージ的に、あのものがタイヤ付いてぼんと置かれると、ちょっといかなものかと。非常に周りとはマッチしないっていう、そういう思いがしました。そこで、あそこの農村公園もしくはあの辺の一体は非常に何て言うのか、木をふんだんに利用して、コテージなんかはですね、建物としては十分にマッチしていると思うんですね。ですから、このトレーラーハウスの中身は別として、外側はしっかりと勝山農村公園にマッチした、周りともマッチした木目っていうのか、木を主体とした、そういったものを外観にさせていただいて、あまりにも見た目でどうかなっていう、そういうことにならないように十分配慮させていただきたいと思

います。それと、外観を見た時に、トレーラーハウスだからタイヤが付いているんですね。もちろんタイヤあったんだけど、それはですね、やっぱり何らかの形で目隠しって言うか、さっき排水とか何かいろいろ言っていましたね。それも含めてね、下部の方と思うんだけど、その辺を目隠ししてですね、周りとの配慮を十分していただいて、その辺を十分に検討してもらえればと思います。私の意見ですけど、そういうことです。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 議員からいただきました意見の方も、私も現場の方にですね、お伝えさせていただきながら十分参考にさせていただきたいというふうに思います。ただいまお話でありました日赤のところに、実は見本という形で皆さんにご覧いただければというふうに思っておりました。ただ、今お話に出ていたとおりですね、あれを見ますと、何だあれかというご意見が出ているというも聞いております。あれを見てしまうと、どちらかという、スーパーハウス、そういうようなイメージがあるかと思うんですが、この現場の方もですね、あれではやはりあそこの景観にはマッチしないだろうというのは重々承知しております。例えば、お話でありました、外壁の板張りというご意見も実は出ておりました。その辺も確認をさせていただいているんですが、車両ということで、何て言いましょう、本体のシャシに乗せる上での積載量、重量というのに限りがございます。フルで例えば、それを板壁にしてしまいますと、ちょっと重量オーバーになってしまうということもありまして、その辺も踏まえながら何かいい方法はというのをこれから十分探っていきたいなというふうに思っております。先程のご意見も少し反映させていただきながら協議の方に臨んでいきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 その下の、負担金補助及び交付金の中の、センチウ拡散防止対策の事業についてなんですが、これ一過性の予算と、それから今後必要になってくる継続的な予算がここに含まれているというふうに思います。特に、一例目に発生したセンチウの時も同じような事業を組んで、町と農協がお互いに折半しながら、あの時もかなりの高額な費用がかかっていました。それ以降、現場については営農がなされていないので、拡散については概ねある程度守られているというようなことで、それ以降の対策については大きくかかっていないんですが、今回発生した圃場については、今後も営農は継続されていく、そういう圃場にあたります。それで、上の部分、発生圃場に対する対策については、これは一過性のもので一度出すと、以降あんまり必要ない部分なんですが、この下の部分は、今後この中から継続されていく時に、毎年毎年かかってくる部分とか、新たな蔓延防止のための対策のシミュレーションなり何なり、そういうものがあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまのシストセンチウの今後の対策、対応についてということのご質問かというふうに思います。議員からもお話がありましたように、前回の発生圃場、それから今回の発生圃場、現実には営農している方かそうではないかということで、基本的な考え方が違うということは、すでにご理解いただいているところかと思えます。今回の対策費につきましても、昨日説明させていただきましたように、発生圃場の対策ということと土壌対策ということで、慢性的なものか一過性的

なものかということで、基本的な考え方を分けて町とJAの負担を今回ご提案させていただいたというところまでは、ご理解いただいているのではないかというふうに思っております。

ご質問にありました、今後の部分ということでございますが、第1例目の発生圃場につきましては、発生以降、毎年の対策としまして、草刈りの方ですね、ただいまお願いをしているところでございます。草を短く刈ることでセンチウの飛散を防止するというこの対策を例年この間施しております。ここの第2例目の発生圃場につきましては、ただいまの予定でございます。基本的には営農に関する部分っていうのは、本人の責任の中で今後やっていくというのが一つありますが、初動対策の中で集積場の整備を2圃場に対してさせていただきました。これが現実的に少し今小さい、狭いということが発生しておりますので、この部分を十分な広さに拡幅をしなきゃならないという作業が一つ出てきます。この部分は考え方としましては、今回の発生にあたっては、直営工事でやらせていただいたというところで、町の負担でやらせていただいたものですから、もしかするとこの部分につきましても、直営部隊の中でやらせていただくという考え方になるかもしれません。これが一つございます。

それから、あとは本人、営農者がですね、従来通りのものを生産できるかということがありますが、これにつきましても、ただいま営農計画等の提出時期かと思いますが、同じようなものはできないということで、その辺は個人と農協さんの方でいろいろ協議をしているという話を聞いております。その部分に対して、今のところ町としてはですね、大きな何か対策っていうのは、今のところ発生しないって言うか、出てこないという考え方に基づいておりますが、同じような考え方として次年度必要であれば、1例目と同じような形の予算計上ぐらいはしていく必要があるのかなというふうな考え方をしております。ただ、一例目の毎年度の予算につきましては、年間10万円の予算の中でやられているというのが現状でございます。これ近隣の方にですね、そこの作業を委託しながらやってきているということで、今後につきましては、そのような形で進めていくことを今念頭に置きながら、具体的には、またこの後、詰めていきたいなというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 高谷議員 最大限拡散を防止するための対策を講じていただければというふうに思います。近隣では、隣町の訓子府町が5箇所ほど出ているんですが、これらについては、今土壤の検診をしてもほぼ確認はできないほどまで密度が下がっていると、そういうことで、これを何とか継続してもらいたいなというふうに思います。ここの発生圃場については、基本的には種芋の圃場だったものですから、毎年、検査の中では土壤検診やりました。密度としては、1ヘクタール当たり1トンの発見ということで、そう大きな数字ではないんですが、仮に、ヘクタール当たり1トンいれば、その100万倍ぐらいはいるぞと、そういうような見解を持っているようなので、非常に密度としては大変な数だというふうに思います。それを何とか移動させないようにと言うのは本人もちろんなんですが、周りからもそういう支援体制を講じておかないと、今後大変なことになるなど。これから置戸町の中の、いわゆる農地の移動の時にも、この部分が必ずついて回ることになるので、その辺の対策も十分に講じてもらいたいなというふうに思います。以上です。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 議員がおっしゃるとおり、持ち出さないための対策ということかと思っております。

一つ、持ち込まない対策、それから持ち出さない対策ということで、持ち出さないための対策につきまして、私どももいろいろこの間協議をさせていただいたところでございます。シストセンチュウにつきましては、ゼロになることはないというふうに聞いております。限りなく密度が少なくなるということではありますが、ゼロということはないという状況の中で、やはり飛散させない、そして、ほかに持ち出さないという対策を徹底していかなきゃということで考えておりますので、また場面がきた時には、ご協議させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

休憩 12時03分

再開 13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第8号)〉

○岩藤議長 議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第8号)。

3. 歳出。14ページ、15ページ。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 今回、商工振興費でオケクラフト活用支援事業ということで説明資料をいただいているわけですが、まず、どのようにして取りまとめをしたのか。そして、納品というか、そういう時期っていうものを設定しているのかどうかをお知らせください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまのご質問であります、オケクラフトの地元産材の活用支援ということでのご質問かと思えます。まず、これの取りまとめの状況でございます。一覧表のとおりですね、資料のとおり、主に商店街、飲食店が中心となっております。そのほかに、一部施設が入っているわけでございますけども、説明にも少しさせていただきました。コロナ禍の中において、かなり販売減少に苦しんでいるということが一つございます。これは、オケクラフトの作り手の方ももちろんですし、飲食店の方も同じような状況だということで、今回この事業に取り組ませていただくことにしました。こちらの商品の取りまとめにつきましては、一般社団法人おけと森林文化振興協会の方を通じまして、各施設、お店を回っていただきながら、それぞれニーズの方を確認させていただいた上で、最終的に森林工芸館と森林文化振興協会の方で協議、調整を行いまして、今回このような形で予算計上をさせていただきました。納品の時期というお話でございます。以前に、町内の公共施設、各施設を中心にですね、オケクラフトの方を同じような形の中でオケクラフトの配付という事業をやらしていただいております。そちらの方が随時納品という形になってございまして、作っている作り手の数と、それから、発注している商品の量との需要と供給のバランスということもございまして、最大

でも年度内という形の中で順次また納めていただくというような予定をしているところがございます。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員 この配付先については、負担金はないということによろしいですか。そしてですね、やはり配付先によって随分金額に差があって、何て言いますか、平等性というか、そういったものが分からないんですけども、そういった部分の配慮というか、そういったものっていうのはあったんでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 一覧を見ていただきますと、単純に数字でご覧いただくと、かなりバランスに差があるというご意見かと思えます。こちらの方も先程お話ししましたように、社団を通じながらそれぞれの店の状況に応じてですね、ある程度お店側の方の意見に答えるような形で調整をさせていただいたということがございます。もちろん受ける側の方も材料の問題ですとか、いつもお話になります、納期の問題。それから、作り手の何て言いましょう、例えば、ろくろ専門にやっている方だったりですね、その辺のバランスも考慮しながら、今回こういう形にさせていただいたところです。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 石井議員 同じコロナウイルスの対策なんですけども、コロナウイルス感染症予防対策事業補助金というのが出ておまして、要するに、感染予防対策をした部分には補助をするということなんですけど、これ購入期限が2年11月7日から令和3年2月28日までの間に購入したものとということになっておりますが、これもっと早くにそういった支援というのができなかったのかなというふうに思っているところです。大体、アクリル板等の飛沫感染予防っていうのがどこでもされているように思うんですが、この期限というか、11月7日前までの購入した分ということについては、何か配慮されているんでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまの置戸町新型コロナウイルス感染症予防対策事業補助金ということで、今回の感染症予防対策等々に関する補助に関するご質問かと思えます。確かに、第1弾、第2弾、第3弾ということで、コロナの経済対策をやってきたわけではありますが、この対策がなぜこの第3次の中においてやられるかという、その辺の疑問点があるかと思えます。これ一つはですね、夏から秋にかけてコロナの状況っていうのが、いくらかですけども上向きになってきたと状況は、皆さんご承知のところかと思えます。その後、秋から冬にかけて湿度が高くなったり寒くなったりっていう起きている状況。それから、いま国の方ではG・T・Oキャンペーンの可否についてですね、いろいろ賛否両論がありながら議論しているところがございますが、急にまた状況が悪くなってきて、現在の状況に至っているところがございます。飲食店を当初中心に私どもも考えておりました。良くなってきた状況があった上で悪くなってきたということで、他のお店とやはり少し土俵の差があるのかなと。サービスカウンターと言いますか、レジカウンターにおきましては、皆さん当初からそれぞれビニールを張ったり、いろんな形の中で対策を進められてこられたというのも承知しているところがございます。ただ、飲食店においては、このテーブルの上に置くアクリル板であったり、何かその感染予防対策っていうところが、なかなかできてなかったという現状がありまして、そのところから何かしら対策

を打った上で、あとは、お客さんが来るか来ないかっていう、また選択肢が生まれるのかなというふうに考えて、今回この事業を提案させていただいたわけでございます。ただし、飲食店ということだけではなく、やはりその他の小売業、サービス業も手立てを打っているところもありますが、まだそこを打てていないというところもあって、本来であれば自分たちで整備をするという考えもあるかと思うんですけども、町の方としまして、まだまだ長引くこの状況の中におきまして、応急処置的な形では対応しきれないだろうという考えもあったことから、今回、少し遅くなった感はありますが、今回、第3次ということで挙げさせていただいたところでございます。

始期と終期の関係でございますけども、11月7日というのは一つの基準としまして、北海道がステージを3に一段階ギアを上げたところを始点にしたいなというふうに思っております。後ろの方につきましては、2月の末か3月の末かという辺りがあったんですけども、できるだけ処理の方も年度内のうちに終わらせたいということで、2月28日。それから、できるだけこの手立ての方も周知を早急にしながら、皆さんの方に早急に購入いただきたいという思いもあったことから2月末という設定をさせていただいたところであります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

16ページ、17ページ。

10款教育費、3項中学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

18ページ、19ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 中段にあります、ファミリースポーツセンター管理運営に要する経費というところでもありますけども、今回、修繕料で49万8,000円ということで金額が載っております。この機械ですけども、パワープレートということでありまして、スポーツセンターの大規模改修の中でトレーニングルームに設けた機械でありますし、まだそんなに年数が経っていないのかなという感じはしますけども、経年劣化と言うか、そういうことでよろしいですか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 今、議員がおっしゃったとおり、トレーニングルームのパワープレートにつきましては、平成28年度に購入し29年度の大規模改修終了時にですね設置をして稼働しております。基本的には、危害を加えて壊れたとか、そういうことではなくですね、経年劣化による故障ということにはなりますが、基本的に振動を加えて体幹ですとか筋力トレーニングをする機械に、液晶画面でそのパネルで動画を見たり、その使い方が紹介されたり、いろんなパターンのプログラムを選択したりということで精密機械が取り込まさっている機械になります。4年ちょっと過ぎたところでですね、

そういう精密機械ですので耐用年数的には4～5年というところが基本となって、あとは、その環境ですとか、何て言うんですか、こういう精密機械なので当たり外れというの、パソコン等でもですね不具合が出るの早かったり、持つのは10年持ったりということで、今回は4年だったんですけども、その中枢となるコンピューター部分、それから液晶パネルの部分が不具合が起きたということでございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 このトレーニングルームですけども、本当に新しくオープンしてから利用量が非常に多くて、この機械についても非常に多くの人々が利用していたということもあろうかと思えます。特に今年の場合は、コロナの関係で随分利用者が減っているなという中で故障でありましたけども、随分自分も何回か伺った時には、早いうちから壊れているので、もし可能であれば利用に支障のないような段階での早いうちの修理が必要ではなかったかなということを思っていましたので、またこういうことがありましたら順次対応をしていただきたい、お願いをいたします。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 今回ですね休止の期間が長かったという、ご指摘のとおり少し時間がかかってしまいました。見積ですとか、今後の対応をどうするのか。導入時に130万円の機械で4年経って45万円の修繕ということで、これを修繕するべきなのか、安い安価のものにできるのか、その協議にですね、ちょっと時間が少しかかってしましまして今回の提案となりました。また、議員がおっしゃいますとおり、利用についてはですね、月ですね120人から130人。日にちに換算しますと、5～6名の方が利用されて、やはり一人が使うと他の方が待っているという時間があるということで、この辺につきましては、この一番高い動画ですとかそういった機能を持たないものであれば、4分の1ぐらいで買えるということもございますので、こういった壊れた場合の対応、それから、そういった待ち時間ですとか利用状況を勘案してですね、今後そういう方策でまた新年度に向けては検討していきたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

20ページ、21ページ。

13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ

2. 歳入。10款地方交付税。13款使用料及び手数料、1項使用料。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。15款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。20款諸収入、2項貸付金元利収入。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 使用料及び手数料で伺います。パークゴルフ場の使用料が28万9,000円減額になったんですが、減額した段階で予算がいくらになるのか、ちょっと教えてほしいと思います。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 当初予算で208万6,000円組んでおりますので、28万9,000円を減額いたしましたので、179万7,000円ということで、一月分の計算でほぼですね閉鎖期間中の減額となります。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 総額で今年については、179万7,000円。約180万円ですね。冒頭ですね、議会でですね、決算委員長から口頭でパークゴルフ場の使用料については、非常に経費と収入を見た時にバランスが段々段々崩れてくると、そういうことを申し上げたと思います。そこでですね、来年度の予算については、これから練っていくと思うんですが、このような非常にですね、使用料が減額していく、そういう方向にどんどんいくと思うんですが、何か具体的に来年度に向かって対策っていうのは考えていますか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 この使用料につきましては、決算特別委員会のヒヤリングの中でも触れられてますし、決算の先程の報告の中でもご指摘を受けている中でですね、この使用料についてのみ考えて収入を上げるのか、そういった利用料については、現在のところ教育施設ですのでもっていただくというところをメインに集客って言いますか利用を伸ばすのか、その辺報告の中でもいただきました。産業課の方で進めていくのか、そういったことを全体的に協議をして、ただ、現状のシルバーの部分の利用料につきましては、やはり現状からいってですね、利用料を見直してですね、取るべきではないかという意見が多いものですから、その辺も含めた中で検討して、ただし、使用料の増額ですとか、その関係については、今現在、町全体の使用料等の手数料条例の見直しについては、コロナ感染症の関係です、やはりいろいろ利用される方のそういった金銭状況も踏まえて、もう少し先延ばしをして検討をしているという状況ですので、時期につきましては、その辺を目安にしておりますが、来年度に向けても、この辺総体的に検討は進めた中で予算計上は協議をしていきたいと考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 若干、来年度のことですから歯切れが悪いと思うんですけど、しかしですね、決算委員会の口頭とは言え意見を申し上げたので、しっかりとそれを踏まえてですね、来年度の対策に提案、講じていただきたいと思います。これは要望意見ということでお伝えしておきます。回答は結構です。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創世臨時交付金の中に、いわゆるトレーラーハウスの関連の事業が8,364万1,000円ということで、1億50万円の事業のうち8,364万1,000円がこの中からということなんですが、残りの1,640万9,000円ですか、これはどの部分から歳入として見ているのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 これにつきましては、一般財源で見ております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 それは、普通交付税ということでもいいんだらうか。それは790万円しかないんですが、1,640万9,000円なんです。この中にはないってということですね。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 申し訳ございません。説明が不適切でした。今回、普通交付税799万円の増額をさせていただいてますけども、今現在、私どもが持っている交付税、一般財源を充当させるのに今回、財源調整で799万円を追加で補正をさせていただいて揃えたという意味でございました。申し訳ございません。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第70号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 議案第70号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、4項出産育児諸費。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款道支出金、1項道補助金。4款繰入金、2項基金繰入金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第71号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第71号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款後期高齢者医療広域連合納付金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。1款後期高齢者医療保険料。2款繰入金、1項他会計繰入金。5款国庫支出金、1項国

庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第72号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第72号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、2項国庫補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第73号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)〉

○岩藤議長 議案第73号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第4号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出、1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。5款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の2ページ、第2表地方債補正をお開き下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出、1款総務費、1項総務管理費。2款下水道費、1項公共下水道事業費。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、4ページ、5ページ、歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。6款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の2ページ、第2表地方債補正をお開き下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員の皆さんは議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。
説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 13時31分

再開 13時37分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます

議案第64号から議案第74号までの11件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの11件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの11件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第64号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第64号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第65号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第65号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第66号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第66号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第67号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第67号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第68号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第68号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第8号）から議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの6件を一括して採決します。

議案第69号から議案第74号までの6件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第69号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第8号)から議案第74号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの6件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第11号 コロナ禍による地域経済対策を 求める要望意見書

○岩藤議長 日程第14、意見書案第11号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書を議題とします。

お諮りします。

意見書案第11号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第11号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書を採決します。

お諮ります。

意見書案第11号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和2年第9回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 13時45分